教育委員会会議録

開会の日時	平成 27 年 12 月 24 日 午後 5 時 00 分
閉会の日時	平成 27 年 12 月 24 日 午後 5 時 46 分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席委員の氏名	委員長 中西 康裕
	委員長職務代理者 中居 信明
	委 員 松田 丈輔・田口 昇
	教育長 宮崎 吉博
会議録に署名	議録に署名 中居 信明・松田 丈輔
する委員氏名	
会議に出席した者の職・氏名	教育部長 玉置 行弘
	教育次長 藤原 厚
	教育総務課長 濱口 昌大
	社会教育課長 世古口 真弓
	スポーツ課長 沖塚 孝久
	文化振興課長 藤本 宏
	教育研究所長 山口 茂樹
	教育総務課副参事 宮瀬 浩
	教育総務課副参事 倉世古 和人
	学校教育課副参事 松村 まち子
	学校教育課副参事 植村 法文
	学校教育課副参事 籠谷 芳行
	教育総務課総務係長前村忍
会議の書記	前村 忍
会議に付した	発議第1号 委員長選挙について
	発議第2号 委員長職務代理者の指定について
事件	議案第46号 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題
	対策委員会に関する規則の制定について
会議の要旨	別添のとおり

委員長職務代理者

開会の宣言

田口委員就任挨拶

署名委員の指名 中居委員、松田委員を指名

会議に付する案件

発議第1号 委員長選挙について

発議第2号 委員長職務代理者の指定について

議案第46号 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委

員会に関する規則の制定について

なお、発議第1号及び発議第2号、人事案件であることから、伊勢市教育委員会会議規則第15条の規定において秘密会とする旨、中西委員長職務代理者から提案され、承認。

では、議事に入る前に教育長、何かございましたら、ご発言をお願いします。

教育長報告

私の方から、大きく2点報告等をさせていただきます。

1点目は、本日午前中に市長応接室において辞令交付式があり、ご紹介のありました田口さんが新しく教育委員に任命をされました。12月22日に畠中前教育委員長が任期満了となり本日は新しく教育委員長をお選びいただくとともに、委員長職務代理者を指定いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

大きな2点目ですが、本日をもってすべての小中学校が冬休みに入ります。 始業はそれぞれ学校によって違いますが、2週間近くの休業となります。この 間、子どもたちの家庭での生活が始まるわけですが安全安心についてのさまざ まな諸注意等を12月の校長会で話をさせていただきました。

学校というところは4月が年度初め、3月が年度の終わりになるわけですが、12月は1つの区切りということで少しお話をさせていただきます。今年も子どもたちのいじめによる自殺の問題を始め、子どもたちの命や生活を脅かす様々なことがおこりました。県内でも子どもをめぐる様々な出来事があったわけですが、つい最近では御浜町で中学生が行方不明という事件が発生しました。今後、詳細が明らかになると思いますが、こういった多くの事案が起こっています。来年は平和で穏やかな年になるように願いたいのですが、なかなか子どもたちの問題はすべて解消することはできない。本日もご協議いただきますが、いじめ問題についても市として条例・規則、各種の委員会の今後の構想等が決まったわけですが、こういった条例面もちろんですが、いじめが大きな社会的な問題としてクローズアップされる中で様々な対策が練られ、法の整備がされているのに、今日もまた私どもの方にそうではないかという事案が入ってきました。今後いじめ問題を中心に腰を据えてやっていく必要があるだろうと思い

ます。市としてもリレーションシップ総合推進事業等を始め、いじめ、不登校 対策いろいろ行っていますがなかなかこれという万能薬を見つけることが難し い問題です。今後ともそういったことについてもご協議いただくことがあるか もしれませんが、子どもたちの安全・安心を第一に考えていきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

今年1年間どうもありがとうございました。

委員長職務代理者

それでは、議事に入ります。

(議案第1号は、人事案件であるため発言を省略。中西委員が委員長に当選)

(議案第2号は、人事案件であるため発言を省略。中居委員を指定)

委員長

続きまして、「議案第 46 号 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市い じめ問題対策委員会に関する規則の制定について」を議題といたします。 教育長から提案説明をお願いします

教育長

3ページをご覧ください。

これは、伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育課からご説明申し上げますので、よろ しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

植村学校教育課副参事

4ページをご高覧願います。

議案第46号「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本日、当日資料としてお配りしました資料1をご覧いただきながら、聞いて いただければと思います。

この規則は、11月定例教育委員会及び市議会 12月定例会で承認されました伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の第8条及び第16条に規定しております伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

それでは、内容について主なところをご説明申し上げます。

まず、第2条から第6条は「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」について記しております。

「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」は、伊勢市内のいじめ防止等に関係す

る、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察などの機関や団体が連携を図り、いじめが発生した場合における連絡調整やいじめ防止のための対策の推進に必要な協議を行なう組織です。

この会の運営にあたり、会長1名を置き、会長は会務を総理します。その補佐役として副会長1名を置き、副会長は会長の代理・代行を行います。会議は、会長が召集するとともに議長を務めます。

庶務は、学校教育課が行います。

次に5ページをご高覧願います。

第7条から第10条は「伊勢市いじめ問題対策委員会」について記しております。

「伊勢市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の諮問に応じて、教育・法律・医療・心理・福祉等の専門的な知識・経験を有する委員により、いじめ防止等のための対策に関する重要事項について調査審議を行うとともに、重大事態等への対処及び同種の事態の発生防止について調査審議を行う組織です。

この会の運営にあたり、代表として委員長を1名置き、委員長は会務を総理します。その補佐役として副委員長1名を置き、副委員長は委員長の代理・代行を行います。会議は、委員長が招集し議長となります。なお、会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととしております。

また、委員がいじめ事案及び重大事態に係る調査を行う際は、7ページに掲載しております様式にありますように調査員証を発行し携帯することとします。 なお、調査審議についての会議は原則として非公開とします。

庶務は、学校教育課が行います。

なお、附則としまして、施行は公布日としております。

また、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の施行に伴い、伊勢市教育委員会事務局等処務規則を改正し、学校教育課指導係の事務分掌に6ページに記載の通り、「(8)いじめ問題対策連絡協議会に関すること。(9)いじめ問題対策委員会に関すること。」を加えることとします。これにつきましては、9ページに資料として新旧対照表を添付しております。

以上、規則の内容につきましての説明でございます。

今後の予定ですが、本会議においてお認めいただければ、伊勢市いじめ防止 対策推進法施行条例の公布日と日をそろえて公布したいと考えております。

なお、公布日は明日12月25日を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに学校教育課から説明をいただきましたが、ご意見、ご 質問はございませんか。

松田委員

1つだけ確認よろしいでしょうか。

本来、この対策連絡協議会と対策委員会は別組織になると思いますが、それを同一の規則の中で規定することに問題はないのですか。

植村学校教育課副参事

この点につきましては、市長部局の法制担当の方でも確認をした上で、このような形にいたしましたので、問題はないと考えます。

委員長

よろしいでしょうか。

松田委員

はい。

委員長

ほかに、ご意見・ご質問はございませんか。

中居委員

前回の時の話の中でも出たとは思いますが、もう一度確認をさせていただきたいのですが、いじめの事案については、通常の対応をする内容のものと、重大事態として取り上げていくものと別れているのですが、どこまでが通常なのか、どこからが重大事態とするのかをもう少し具体的に示していただきたいと思います。

植村学校教育課副参事

重大事態につきましては、法で規定がございまして、1つはいじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、これにつきましては、命を落とす等そういうような事態としてあげられております。基本方針の部分では、児童生徒が自殺を企図した場合、それから身体に重大な傷害を負った場合、それから金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが例として挙げられております。その辺りにつきましては、事案によって、これに照らしながら、こちらの方で判断してく形になると思われます。学校の方から直ちに連絡を受けた場合に、そのような内容によって判断してくことになるかと思っております。

それから、もう一つがいじめより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、これは不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とするというようなことが示されています。そのような形で判断がなされるということになっています。以上でございます。

中居委員

もちろん生命、財産にかかわるものについては、重大事態ということだとは 思うのですが、いじめという現象の中には、重大事態になりうる予備軍として はたくさんあるというのも現実だと思います。伊勢市の取り組みとしては、で きるだけ抑えられるようにという取組みを数多くしてみえますし、学校の方と も綿密な連絡網の中で、そういう情報を察知するということも、手続き上、確 実に一定程度されていると思いますので、重大事態にならないような対応が大 事なんだろうと思っています。前回の教育委員会の中でもお話をしましたけれ ど、起こってしまったものの対応というだけがいじめの問題となってしまうの では意味がないかなぁと思っています。私どもも含めて、いじめ防止、いじめ の予知、そんなことからこの委員会も含めて機能していってほしいと希望して いくところですので、教育委員会もその意味では、いじめについての対応を迅 速に、しかも的確な対応をできるようにしていきたいと思いますので、連携の ほうなお一層取れるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いした いと思います。

委員長

一点だけいいですか。

重大事態の判断は、具体的に誰が最終判断を行うのですか。

植村学校教育課副参事

明確なものであれば学校がすぐに判断ができると思います。この例に挙がっているようなものであれば、判断が即つくと思います。その辺りで判断がつきにくい、金品の問題であるとかそういう問題については、連絡も教育委員会事務局の方へあがってきますので、その辺りでまずは判断をするということになると考えております。

委員長

今の話でいくと、学校がというのは学校長が判断ということでよろしいですか。

植村学校教育課副参事

はい。学校がというのは、学校長がということです。

委員長

学校長が判断できないようであれば、それは教育委員会に相談があるという ことですね。

植村学校教育課副参事

はい。

委員長

その時点で、判断をするのは、誰になりますか。

植村学校教育課副参事

今の時点では、教育長、教育部長、教育次長、担当が集まって協議するという形になるかと思っております。

委員長

その辺りについては、先ほどの規則等では決まってないのですね。

植村学校教育課副参事

そうですね。その重大事態の内容につきましても、例という形で挙がっておるような状況ですので、その辺りについては、誰が判断をしなければならないかは明確に挙がってないと思います。

委員長

これは、要望ですが、できればその辺りの判断者を伊勢市の組織の中では明確に決めておいた方がいいのかなという風には思います。誰が判断したんだということをきちんと、そして後はフローチャートがせっかくあるんだから、その判断はだれがするのか明確になってないのであれば、しておいた方がよいと思いますので、要望しておきます。

植村学校教育課副参事

その辺り、早急に考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

教育長

現在の伊勢市の教育委員会の事務局は、旧制度のままですので、実は教育委員会制度の見直しもここが発端というか、委員長と教育長がいて、常勤と非常勤でいうことから対応が遅れたのではないかということですので、それを繰り返さないためにも、当然、現在の制度ですから、私と中西委員長の連絡は密に取るわけですけれども、おそらく重大な事態というのは、通常の事態がずっと続いておこるわけですが、おそらくはある日突然に、例えば今の段階で急にどこでこういうことがありましたというように、一気に重大事態に進む状況があると思いますので、そこでの対応が今一番求められている訳で、この事務局では、教育長が最終的に重大事態であると判断し、委員会等の設置、開催についても決めていくことになるだろうと、法的なルールについては、どこにも規定はありませんが、そうゆう状況であろうと思います。

委員長

その辺りを少し明確にしておく必要があると思うので、整理をしておいてください。

中居委員

このフローチャートの中で、重大事態の場合においては、警察との連携が当然必要となってくると思いますが、重大事態としてあがってくる前に、警察沙汰になってしまうことがあると、結局、委員会で色々なことが入ってくるのは後になってきます。前回の時に確認させていただいたのは、連絡協議会には警察の関係者の方も入ると聞いたのですが、事件として起こった場合に、これがいじめの重大事態として片付けられなくなってくる可能性もあると思いますが、その辺の対応も含めたフローチャートが必要なのではと思います。

植村学校教育課副参事

本日、このフローチャートを示させていただくにあたっては、なるべく簡略 に流れが分かる形にし、余分なものはなるべく排除いたしました。通常の対応 の中にも、なかなか学校だけでは解決していかないもの、図の重大事態と通常 のいじめの部分の間のものがあったりしまして、それがいじめ問題対策委員会 のほうも第三者委員会として入っていくといったものも、図の真ん中に入って くるものであったり、今、中居委員がおっしゃっていただいたように、いじめ 問題対策連絡協議会の中には警察の関係者が必ず入っていただきますので、本 来であればいじめ問題の重大事態のところから図の左側の方に派生しながら、 いじめ問題対策連絡協議会を起こすべきであろうということも考えてはいたの ですが、いろいろ増やしていくと、ものすごく複雑になってしまいますので、 分かり易いチャートが余計に複雑になってしまうかと思いましたので、そのあ たり今回の資料では割愛させていただいたところです。今日はこの条例の流れ を頭に入れていただいて、流れを通して見ていただけたらと思い、こうした形 で出させていただきましたもので、今、中居委員がおっしゃっていただいたよ うな形で警察という部分では、いじめ問題対策連絡協議会を大いに有効なもの とし、この委員会を活かしていきたいと考えていますので、よろしくお願いい たします。

委員長

中居委員、よろしいですか。

中居委員

はい。

委員長

ほかに、ご意見・ご質問はございませんか。

委員長

ないようであれば採決を採ります。

「議案第46号 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に関する規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 46 号 伊勢市いじめ問題 対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に関する規則の制定について」 は、原案どおり可決 決定をいたしました。

委員長

以上で本日の案件はすべて終了しましたので、これを持ちまして教育委員会 を閉会いたします。